明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○文部科学省組織令の一部を改正する政令（二六六）　三
○農林水産省組織令の一部を改正する政令（二六七）　五
○防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二六八）　六
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（二六九）　六
○組合等登記令の一部を改正する政令（二七〇）　七
○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二七一）　八
○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第五条第三項の特定地域を定める政令の一部を改正する政令（二七二）　九
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七三）　九
○漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（二七四）　八
○漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（二七五）　八
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二七六）　九

〔府　令〕
○子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）　一〇
〔府令・省令〕
○特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（内閣府・文部科学一）　一〇
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働一）　一三
〔省　令〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（環境一九）　一五
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令（防衛六）　一九

〔告　示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域を定める件（内閣府・文部科学・厚生労働二）　二三
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働三三八）　二七
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件（経済産業一八九）　二七

〔公　告〕
諸事項
裁判所　三
破産、免責、再生関係
特殊法人等　三
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録・計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、特定計量器型式承認関係　六
地方公共団体　六
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　七
会社その他　八
会社決算公告　八

本号で公布された法令のあらまし

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第二六六号）（文部科学省）

1　文部科学省組織令の一部改正

(一)　文化庁の長官官房及び部を廃止し、同庁に次長二人、審議官二人及び文化財鑑査官一人を置くこととした。（第九三条、第九四条関係及び旧第九四条関係）

(二)　文化庁の所掌事務を再編し、同庁に政策課、企画調整課、文化経済・国際課、国語課、著作権課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課、宗務課及び参事官を置くこととした。（第九五条～第一〇五条関係）

2　この政令は、平成三〇年一〇月一日から施行することとした。

◇農林水産省組織令の一部を改正する政令（政令第二六七号）（農林水産省）

1　農村振興局農村政策部農村環境課の所掌事務の一部を同局整備部設計課に移管することとした。（第八条第二項、第七七条及び第七八条関係）

2　農村振興局農村政策部農村環境課の課名を「鳥獣対策・農村環境課」に変更することとした。（第七二条及び第七七条関係）

3　この政令は、平成三〇年一〇月一日から施行することとした。

◇防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六八号）（防衛省）

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成三〇年法律第一七号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日を平成三〇年一〇月一日とすることとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二六九号）（厚生労働省）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三〇年法律第六六号）の施行期日は、平成三一年六月一日とすることとした。